

令和6年度さんねつと事業計画

地域生活支援センターさんねつと

1. 基本方針

地域生活支援センターさんねつとは、利用者ニーズに立脚したサービス等利用計画の作成及び柏原市からの委託相談支援事業所として、障がい児者が安定した福祉サービスを利用して地域の中で充実した生活が送れるよう支援をおこなう。

また、相談支援事業所の機能を活かしながら、法人内各事業所との連携を図る。また、柏原市内の障がい福祉関係機関とも連携して地域福祉充実に向けて、地域への貢献事業や啓発活動を担う。

2. 事業内容

(1) 柏原市障害者相談支援センター運営事業

市内に住居する障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び障害福祉サービスの利用支援等をおこなうとともに、権利擁護のための必要な援助をおこなう。

(2) 特定相談支援事業

障がい者に対し、障害福祉サービス利用に係る相談、利用計画等の作成をおこなう。

(3) 障害児相談支援事業

障がい児に対し、障害児通所支援に係る相談、利用計画等の作成をおこなう。

(4) 一般相談支援事業

入所又は入院中の障がい者に対し、地域移行、地域定着の支援をおこなう。

(5) 地域における公益的な取り組み

社会福祉法人による地域における公益的な取組の一環として、市内に在住する障がい者に対する余暇支援（じゃむの会）や権利擁護等のための勉強会（仮称）を開催する。

3. 重点項目

(1) 相談支援事業の標準化と事業の安定運営

昨年度同様、障がい者（児）支援における相談支援の標準的な在り方（標準化）を確立するとともに、相談支援事業所の位置づけを明確にする。

(2) 法人内連携の強化

「高井田苑」、「ホームにじ」との連携の継続及び障がいを有すると思われる「武田塾」児童の卒業後の支援に向けた検討、協力をおこなう。

(3) 相談支援専門員等の支援技術の向上

各種研修を通して、相談支援専門員の支援技術の向上を図る。

毎月さんねつと、さんぽーとの職員で勉強会を行い各自のスキルアップを図る。

(4) 人権擁護意識の啓発と虐待防止等の研修

「障害福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」及びその他の人権擁護等のマニ

ュアルに準拠した啓発と研修の実施。

(5) 地域における公益的な取り組みの実施

当事者の会（じゃむの会）を年間計画に沿って開催し、障がい者の余暇活動支援及び当事者の交流や居場所づくりを行う。

柏原市内の障がい者を対象に、年間計画に沿って「障がい者のための勉強会」（仮称）を開催する。実施にあたっては、柏原市障害福祉課や柏原市障害者自立支援協議会等及び法人内の各事業所とも連携して実施する。

令和 6 年度事業一覧

<さんねっと>

事業名	事業内容
柏原市障害者相談支援センター運営事業	市内在住の障害児者に対して、福祉サービスの利用、社会資源の活用、専門機関の紹介等の相談支援をおこなう。
特定相談支援事業（計画相談）	障害福祉サービス等の利用についてのサービス等利用計画案の作成等を行い、申請についての支援等をおこなう。
指定障害児相談支援事業（障がい児計画相談）	障害児に対してサービス計画案の作成等の支援をおこなう。
一般相談支援事業（地域移行、地域定着）	<ul style="list-style-type: none">・地域移行支援 精神病院入院中又は施設入所中の障害者が、地域での生活に向け、住居探しや地域での生活に必要な支援をおこなう。・地域定着支援 居宅において単身等で生活する障害者に常時の連絡体制を確保し、生活が安定・定着するまでに必要な支援をおこなう。
地域における公益的な取り組み	<ul style="list-style-type: none">・じゃむの会（年 4 回） 当事者が主体となり、余暇活動やイベントを開催し、交流や居場所づくりを行う。・障がい者のための勉強会（仮称）（年 2 回） 柏原市内の障がい者を対象に外部より講師を招いて権利擁護、防災及び防犯等の勉強会（仮称）を行う。